

生活援助中心型に係る新研修について

平成30年4月から、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に規定する介護員養成研修の課程として、介護職員初任者研修課程に加え、新たに「生活援助従事者研修課程」が追加されました。

山口県においては平成30年11月に介護員養成研修事業者指定要綱等を改正し、当該課程の取り扱いを開始しました。（平成31年2月時点、指定事業者なし）

1 生活援助従事者研修課程の新設

訪問介護における生活援助中心型については、人材が不足する中で、必要な訪問介護を確保するために人材の裾野を拡げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、生活援助中心型のサービスに従事するために必要な知識等に対応した研修が新設されるものです。

2 生活援助従事者研修課程の科目、時間数

生活援助従事者研修の履修科目は、介護職員初任者研修のカリキュラムのうち生活援助に必要な内容を抽出したものとなります。

生活援助従事者研修課程の履修科目	所要時間	(参考) 初任者研修 の所要時間
1 職務の理解	2時間	6時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	6時間	9時間
3 介護の基本	4時間	6時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3時間	9時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	6時間	6時間
6 老化と認知症の理解	9時間	12時間
7 障害の理解	3時間	3時間
8 こころとからだのしくみと生活支援技術	24時間	75時間
9 振り返り	2時間	4時間
合 計	59時間	130時間

3 実施に必要な手続き等

介護員養成研修（介護職員初任者研修 及び 生活援助従事者研修）の実施に際しては、介護員養成研修実施事業者として県知事の指定を受ける必要があります。

指定の手続きについては、山口県ホームページをご参照ください。（「かいごへるふやまぐち」ではありません。）